

# 地域密着型サービス事業所への 指導について

# 地域密着型サービス事業所への指導方法等

## 1 運営指導

### (1) 指導方法

事業所を訪問し、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で実施  
(地域福祉課)

※ 事業所の指定期間（原則6年間）のうちに1回以上実施することとして、年次計画に基づいて実施

### (2) 実施状況

令和3年度は、全27事業所のうち4事業所を対象に実施

※ 地域密着型通所介護3事業所、認知症対応型共同生活介護1事業所

## 2 集団指導

### (1) 指導方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の講習方式は採らず、市ホームページに集団指導資料を掲載し、各事業所において当該資料を確認の上、確認票を提出してもらう方式に変更して実施（地域福祉課、高齢介護課）

### (2) 実施状況

令和4年6月末に市ホームページに資料を掲載

# 指導の主な内容①

項目	問題点	指導内容（要旨）
運営規程	運営規程に記載すべき事項が記載されていない。	必要な事項を正確に記載すること。 （指導の多かった事項） <ul style="list-style-type: none"><li>・提供しているサービスを正確に記載すること。</li><li>・従業員の職種、員数（〇人以上）及び職務内容の記載を現状と合わせる。</li><li>・利用料等の額を最新の内容に更新すること。</li></ul>
重要事項説明書	重要事項説明書に記載すべき事項が記載されていない。	必要な事項を正確に記載すること。 （指導の多かった事項） <ul style="list-style-type: none"><li>・作成年月日を記載すること。</li><li>・営業日、利用者負担額、事業の実施区域等を正確に記載すること。</li></ul>
掲示	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の内容が不十分である。	掲示する重要事項には、現在の状況を正確に記載すること。 （指導の多かった事項） <ul style="list-style-type: none"><li>・事故発生時の対応を記載すること。</li><li>・第三者評価の実施状況を記載すること。</li></ul>

## 指導の主な内容②

項目	問題点	指導内容（要旨）
勤務体制の確保等	雇用契約の確認できない従業員がいる。	雇用契約等により、事業所の管理者の指揮命令下にある従業員によってサービスを提供すること。
	従業員の勤務の体制が定められていない。	原則として、月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
変更の届出	法令等で定める内容に変更があった場合に、変更から10日以内に変更届が提出されていない。	法令等で定める内容に変更があった場合は、変更から10日以内に変更届を提出すること。 （指導の多かった事項） <ul style="list-style-type: none"><li>・介護支援専門員や管理者の変更</li><li>・運営規程の変更</li></ul>
秘密保持	秘密保持のための措置が適切に講じられていない。	秘密保持の誓約書を徴取する場合は、従業員全員から徴取すること。

## 指導の主な内容③

項目	問題点	指導内容（要旨）
生活相談員、 介護職員	サービス提供時間帯に生活相談員が配置されていない。	サービス提供時間帯には、生活相談員を1人以上配置すること。
	生活相談員又は介護職員に常勤がない。	生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤とすること。
地域との連携	運営推進会議が開催されていない。	運営推進会議を必要な回数開催して活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聴く機会を設けること。
介護職員処遇 改善加算 (※)	介護職員処遇改善計画が職員に周知されていない。	介護職員処遇改善計画を全ての職員に周知すること。

※介護の現場で働く介護職員の処遇改善を図るため、一定の要件を満たした事業所で働く介護職員の賃金改善を行うための加算